

監委第38号
令和8年5月27日

請求人様

岐阜県監査委員 伊藤 英生

岐阜県監査委員 藤本 恵司

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

令和8年4月20日に提出された住民監査請求について（通知）

令和8年4月20日に提出された住民監査請求(令和8年4月21日に一部訂正、4月30日付けにて補正)は、下記の理由により地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の定める要件を満たさない請求であるため、却下します。

記

1 請求の要旨

請求人から、令和8年4月20日（令和8年4月21日に一部訂正）に提出された岐阜県職員（知事）措置請求書（以下「措置請求書」という。）の請求の要旨は、概ね以下のとおりであった。

1 令和8年3月25日に可決成立した「物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和8年岐阜県条例第2号）（以下「本条例」という。）」が、法の一般原則である不遡及の原則に抵触しており、法体系上無効な条例であるが、岐阜県知事は本条例の施行に伴う事務経費及び事業費の支出、本条例に基づく施設使用料の徴収の財務上の行為を行おうとしている。

2 本条例は、以下の理由により違法・不当である。

（1）法の不遡及の原則への抵触 本条例の施行日前に既に施設の利用契約が成立している利用者に対し、契約締結時には予見できなかった新料金（差額）を遡及して適用し、追加徴収を行うことは、法の一般原則である「不遡及の原則」に反する。

（2）信託保護の原則の逸脱 利用者は、予約確定時の料金（旧料金）を前提に事業計画や予算を立てている。行政が一方的に成立済みの契約内容を変更し、不利益な負担を強いることは、住民の行政に対する信頼を著しく裏切るものであり、公権力の行使として不当である。

（3）民法上の契約自由の原則及び信義則への違反 県と利用者の中で成立した利用契約において、合意なき料金の引き上げは、民法の信義誠実の原則に反し、私法上の契約の効力を行政が恣意的に侵害する。

本条例に基づく遡及的な追加徴収は違法である。違法な条例を根拠として公金を支出することは、法第242条に規定する違法な公金の支出に該当する。よって、

- 1 本条例に基づく一切の公金の支出（予算の執行）を差し止めること。
- 2 既に支出された公金がある場合は、当該行為を違法と認め、知事に対して不当利得の返還等の必要な措置を講じるよう勧告すること。

上記請求については、県の財務会計上の行為に関し、個別具体的な記載がな

かったことなどから、令和8年4月28日に補正を依頼し、令和8年4月30日付けにて補正された措置請求書が提出された。請求の要旨は、概ね以下のとおりであった。

1 令和8年3月25日に可決成立した「物価高騰等による使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和8年岐阜県条例第2号）（以下「本条例」という。）」が、法の一般原則である不遡及の原則に抵触しており、法体系上無効な条例であるが、岐阜県知事は本条例の施行に伴う事務経費及び事業費の支出、本条例に基づく施設使用料の徴収の財務上の行為を行おうとしている。

(1)本条例の施行日前に利用予約が成立している利用者に対する、施設利用料の差額の追加徴収行為。すなわち、岐阜県知事は、岐阜県県民ふれあい会館指定管理者を通じて、利用団体に対し、令和8年4月4日付けで改定後の新料金を適用した利用承認通知書及びサラマンカホール等の利用料金の請求書を発行・送付し、差額の追加請求を行おうとしている。

(2)上記の違法な追加徴収事務の執行に伴う、事務経費及び事業費の支出行為

2 本条例に基づく公金の賦課・徴収及び支出は、以下の理由により違法・不当である。

(1)法の不遡及の原則への抵触 本条例の施行日前に既に施設の利用契約が成立している利用者に対し、契約締結時には予見できなかった新料金（差額）を遡及して適用し、追加徴収を行うことは、法の一般原則である「不遡及の原則」に反する。

(2)信頼保護の原則の逸脱 利用者は、予約確定時の料金（旧料金）を前提に事業計画や予算を立てている。行政が一方的に成立済みの契約内容を変更し、不利益な負担を強いることは、住民の行政に対する信頼を著しく裏切るものであり、公権力の行使として不当である。

(3)民法上の契約自由の原則及び信義則への違反 県と利用者の中で成立した利用契約において、合意なき一方的な料金の引き上げは、民法の信義誠実の原則に反し、私法上の契約の効力を行政が恣意的に侵害する。

本条例に基づく遡及的な追加徴収は違法である。違法な条例を根拠として公金を支出すること、及び違法に公金を徴収しようとする行為は、法第242条に規定する違法又は不当な公金の支出並びに、違法又は不当な公金の賦課・徴収に該当する。よって、

1 本条例に基づく、既予約者に対する一切の施設使用料の追加徴収手続を直

ちに差し止めること。

- 2 上記の追加徴収手続に係る一切の公金の支出（通知書の郵送費等の事務経費を含む予算の執行）を直ちに差し止めること。
- 3 既に支出された公金、又は徴収された使用料がある場合は、当該行為を違法と認め、知事に対して不当利得の返還等、必要な措置を講じるよう勧告すること。

2 監査委員の判断

法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる、と規定している。

まず、令和8年4月30日付けにて補正された措置請求書が提出されたが、当該請求における求める措置として、新たに「本条例に基づく、既予約者に対する一切の施設使用料の追加徴収手続を直ちに差し止めること。」の項目が追加された。

さらに、「既に支出された公金『、又は徴収された使用料』がある場合は、当該行為を違法と認め、知事に対して不当利得の返還等、必要な措置を講じるよう勧告すること。」と、徴収された使用料に対する措置が追加された。

しかし、措置請求書の補正とは、当初の措置請求の同一性を維持する範囲内において認められるべきものであり、新たな措置請求の追加を認めるものではないため、当該項目については、令和8年4月20日（令和8年4月21日に一部訂正）に提出された措置請求書に基づいて判断する。

なお、仮に令和8年4月30日付けの措置請求書に基づき判断するとしても、請求人が主張する上記追加徴収行為は、「公金の徴収を怠る事実」とは認められず、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当しない。

本件請求において請求人は、本条例の施行日以前に、サラマンカホールの利

用予約及び利用料金の前払を行ったが、施行日以降に利用したため、本条例による新料金が既支払分に遡って適用されたことが無効であると主張している。これにより、無効な条例を根拠とした差額分の追加徴収事務に係る経費の支出が違法又は不当と主張していると解される。

前述のとおり、住民監査請求の対象は、法第242条第1項により、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な公金の支出が対象とされているが、ここで言う「公金」とは、「地方公共団体又はその機関の管理に属する現金、有価証券」(行政実例 昭和23年10月12日自発第901号)であり、一般には、当該地方公共団体において予算計上された歳入・歳出に属する現金のことを示す。

一方で、「サランカホール等の利用料金の請求書の発行・送付」は岐阜県県民ふれあい会館条例第6条第1項に基づく指定管理者の業務であり、その経費は指定管理者の管理の下、当該団体の予算から支出されるものであり、県が直接支出するものではないことから、住民監査請求の対象事項となる「公金の支出」に当たらない。

よって、本件請求は、法第242条第1項が定める要件を欠いているので不適法であり、これを却下する。